

四 國家と協力せよ

生産者たる労働者は國家の重要なる分子である。従つて労働者は自己の權利の認
 識を國家に要求すべきである。即ち外國に見るが如き労働者保護の諸法律の發布を
 國家に要求し、其下に於て徐ろに社會的地位の向上を計らねばならぬのである。

坑夫諸君！ 苦の世界を去りて幸福の世界に行く時代は既に近い。暗は近づい
 た。諸君は眠りより醒めて眞面目にして勇敢なる労働運動の戰士となれ。安逸を貪
 る勿れ。困難を恐るゝ勿れ。諸君及び諸君の子弟の不幸は諸君の奮闘如何に依つ
 て分れるのである。

大正九年二月四日印刷
 大正九年二月六日發行

著者 佐野 學

發行人 高島 信次

印刷人 吉村 與兵衛

印刷所 東京市芝區三田四國町二番地一號
 會社柴田印刷所

發行所 東京市麻布區今井町九番地
 全國坑夫組合本部